

図書館の徹底活用術

図書館の「自由」と秘められた宝としての学習の支援への取り組み

枝元 益祐

皆さんの学習支援の為に図書館の有用な活用方策の紹介をしていますが、そもそも図書館とはどういった機関なのか、そしてその活動展開に不可欠な「自由」について考えたいと思います。

「図書館の自由に関する宣言」によると、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」と謳われています。そして具体的には、以下の4つの柱によって、この利用者の権利としての「知る自由」を守る為の図書館の「自由」を支える構造になっています。即ち、第1に、図書館は「資料収集の自由」を有する。第2に図書館は「資料提供の自由」を有する。第3に「図書館は利用者の秘密を守る」こと、そして第4に「図書館はすべての検閲に反対する」と云う基本的な姿勢により、利用者の「自由」を守っていると云うことができます。これらの「自由」とは「勝手になんでもやる」と云った類の自由では決してないと云うことに注意が必要です。飽く迄、利用者の権利・自由を守る為の「自由」であることと云うことです。例えば、第1の「資料収集の自由」は、勝手に好きな書物を収集する自由などではなく、利用者の学習活動を支援する為に、特定の思想や政治イデオロギーなどの拘束を受けず、「中立であること」の自由を意味します。同様な姿勢は第2・第3・第4の「自由」へと展開・深化されて行く構図になっています。日本国憲法第21条第1項に於いて「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定されていますが、民主主義に於ける「表現の自由」「言論の自由」の1つの具現としての書物などの資料を扱う図書館であるからこそ、必要な「自由」であり、これらは民主主義社会に於ける基本的人権の1つであると云うことができます。

因みに、戦後GHQの占領下、社会教育施設の充実をめざして様々な教育改革が実施された経緯の中で、特に民主的な図書館の在り方に関する改革に重点が置かれていたと云う歴史的背景を念頭に置くとういう一連の図書館の「自由」を巡る理念は解り易いと思います。

そして、京都外国語大学と云う学校教育組織にあって我々の図書館は、学校直下に独立して付属する施設であり、その名称・性質も京都外国語大学付属図書館であることは注目に値します。この連載の第1回目から強調している学習の拠点としての図書館の在り方も同様に「自由」の理念と背景に支えられてこそその図書館活動の展開であり、利用者にとっての権利を保障する機関としての図書館の在り方であると云えます。

また、1985年に開催された第4回のユネスコ国際成人教育会議で提唱された「学習権宣言」には、「学習権なくしては、人間の発達はあり得ない」と明確に言及すると同時に、人々が学習する権利は、「基本的権利の1つ」であり、「人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである」との認識に立脚し、「読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である」と謳っています。

同様に、1996年にユネスコの21世紀教育国際委員会から出された報告書『学習:秘められた宝(Learning: The Treasure within)』に於いては、「to haveよりto be」が重要と云う集団主義的な生涯学習の理念のもと、以下の4つの柱を学習に於ける重要な視点として提唱しています。①知ることを学ぶ(learning to know)、②為すことを学ぶ(learning to do)、③共に生きることを学ぶ(learning to live together)、④人間として生きることを学ぶ(learning to be)。先の「図書館の自由に関する宣言」と同様に、広く学習活動を念頭に置いた場合も、その背景として「自由」が底通していることが解ります。

繰り返しになりますが、こういった学習活動全般に於ける中心的拠点としての図書館活動及びその機能を有効に活用することには、大きな意義があるはずで。特に、「なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体」としての学習活動を支援し、その権利を保障する磁場としての図書館が、「自由」な学習活動には不可欠であると云うことができます。

次回は、そのような図書館の学習活動支援の様々な取り組みを学生の皆さんが有効に活用していく方策を順次紹介していきます。

えだもと ますひろ(講師・図書館学・教育学)